

# 第 1 回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

開 催 日 平成 1 6 年 2 月 9 日 ( 月 )

開催場所 鷹巣阿仁広域交流センターホール

## 次 第

- 1 . 辞 令 交 付
- 2 . 開 会
- 3 . 正副会長、委員、監査委員、幹事及び事務局職員の紹介
- 4 . 会長あいさつ
- 5 . 鷹巣阿仁地域合併協議会設置に至る経緯について
- 6 . 会議録署名委員の指名
- 7 . 議 題
  - ( 1 ) 報 告 1
    - 報告第 1 号 鷹巣阿仁地域合併協議会規約について
    - 報告第 2 号 鷹巣阿仁地域合併協議会規約等に関する確認書について
    - 報告第 3 号 鷹巣阿仁地域合併協議会幹事会規程について
    - 報告第 4 号 鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程について
    - 報告第 5 号 鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程について
    - 報告第 6 号 鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程について
    - 報告第 7 号 鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程について
  - ( 2 ) 協 議
    - 協議第 1 号 鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営規程 ( 案 ) について
    - 協議第 2 号 鷹巣阿仁地域合併協議会報酬及び費用弁償規程 ( 案 ) に  
ついて
    - 協議第 3 号 鷹巣阿仁地域合併協議会事業計画 ( 案 ) について
    - 協議第 4 号 平成 15 年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算 ( 案 ) について
    - 協議第 5 号 平成 16 年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算 ( 案 ) について
    - 協議第 6 号 新市まちづくり計画の策定方針 ( 案 ) について
    - 協議第 7 号 合併協定調整方針 ( 案 ) について
    - 協議第 8 号 合併協定項目 ( 案 ) について
  - ( 3 ) 報 告 2
    - 報告第 8 号 鷹巣阿仁地域合併協議会会議傍聴要綱について
  - ( 4 ) 提 案 ( 次回の協議事項 )
    - 協議第 9 号 合併の方式について
    - 協議第 1 0 号 合併の期日について
    - 協議第 1 1 号 新市の事務所の位置について

協議第12号 新市の名称について

協議第13号 新市名称選考小委員会設置規程(案)について

8. 次回の開催日について

9. その他

10. 閉会

#### 出席委員等

鷹巣町長 岸部 陞、鷹巣町議会議長 清水 修智、  
鷹巣町議会議員 簾内 順一、鷹巣町議会議員 鈴木 茂雄、  
鷹巣町 檜森 正、鷹巣町 今野 實、  
鷹巣町 和田 テア子  
合川町長 佐藤 修助、合川町議会議長 和田 勇治、  
合川町議会議員 土濃塚 謙一郎、合川町議会議員 松橋 三郎、  
合川町 成田 道胤、合川町 小笠原 聡、  
合川町 鈴木 孝子  
森吉町長 松橋 久太郎、森吉町議会議長 庄司 憲三郎、  
森吉町議会議員 桜井 忠雄、森吉町議会議員 春日 一文、  
森吉町 佐藤 金正、森吉町 片山 信隆、  
森吉町 畠山 愼咲  
阿仁町長職務代理者 吉田 茂、阿仁町議会議長 山田 博康、  
阿仁町議会議員 山田 賢三、阿仁町議会議員 小林 精一、  
阿仁町 佐藤 昭春、阿仁町 三杉 誉子、  
阿仁町 菊地 忠雄  
秋田県北秋田地域振興局長 石井 護

#### 欠席委員

なし

#### 出席監査委員

森吉町代表監査委員 春日 隆治、阿仁町代表監査委員 庄司 直紀

#### 出席幹事

鷹巣町 助役 恵比原 脩、総務課長 今 畠 健一、まちづくり政策課長 村上 儀平  
合川町 助役 工藤 博、総務課長 松岡 宗夫、総務課主席課長補佐 杉 淵 敬輝  
森吉町 助役 柴田 信勝、総務課長 加賀 隆久、企画観光課長 奈良 尚里  
阿仁町 総務企画課長 松橋 賢悦、財務課長 鈴木 美千英

#### 事務局

事務局長 斎藤 彦志、事務局次長 佐藤 満ほか

## 会議の経過について

14:14 開会

事務局：皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。それでは、第1回鷹巣阿仁地域合併協議会の開会に先立ちまして、鷹巣阿仁地域合併協議会の委員及び監査委員の皆様にご挨拶の交付を行わせていただきます。なお、本協議会規約第6条第1項の規定に基づきまして、4町の町長が協議した結果については、後ほど報告事項の中でご説明いたしますが、会長には鷹巣町の岸部町長、副会長は合川町の佐藤町長、森吉町の松橋町長、阿仁町の濱田町長となっております。また規約第8条に規定する会長の職務代理者は森吉町の松橋町長となっておりますのでご報告いたします。

委嘱状は、はじめに規約第7条第1項第2号及び第3号に定める委員に対し、各町ごとに交付いたします。岸部会長、宜しく願いいたします。お名前をお呼びいたしますので、その場にご起立下さい。

鷹巣町議会議員 清水修智様、鷹巣町議会議員 簾内順一様、鷹巣町議会議員 鈴木茂雄様、鷹巣町 檜森正様、鷹巣町 今野實様、鷹巣町 和田テア子様、森吉町議会議員 庄司憲三郎様、森吉町議会議員 桜井忠雄様、森吉町議会議員 春日一文様、森吉町 佐藤金正様、森吉町 片山信隆様、森吉町 畠山慎咲様、合川町議会議員 和田勇治様、合川町議会議員 土濃塚謙一郎様、合川町議会議員 松橋三郎様、合川町 成田道胤様、合川町 小笠原聡様、合川町 鈴木孝子様、阿仁町議会議員 山田博康様、阿仁町議会議員 山田賢三様、阿仁町議会議員 小林精一様、阿仁町 佐藤昭春様、阿仁町 三杉誉子様、阿仁町 菊地忠雄様。

続きまして、規約第7条第1項第4号に定める委員でございます。秋田県北秋田地域振興局長 石井護様。

続きまして、規約第15条第1項に定める監査委員でございます。森吉町代表監査委員 春日隆治様。阿仁町代表監査委員 庄司直紀様。なお、合川町代表監査委員の関富五郎様は、本日ご欠席でございます。以上でございます。

それでは、これもちまして委嘱状の交付を終了させていただきます。

それでは、ただ今から第1回目の協議会を開催させていただきます。私は、協議会事務局の渡部と申す者でございます。しばらくの間この会の進行役を務めさせていただきますので宜しく願い申し上げます。なお、会場にお越しの傍聴の皆様にもお願いがございます。入り口に提示してございます注意事項をどうぞ遵守の上にご協力を宜しく願い申し上げます。それでは続きまして、本協議会の委員並びに監査委員、幹事そして事務局職員の紹介を事務局長の斎藤よりご紹介申し上げます。

それでは、私の方から協議会資料1ページ、2ページの鷹巣阿仁地域合併協議会名簿によりましてご紹介させていただきます。ご紹介の際はご起立をお願いいたします。最初に委員からご紹介させていただきます。

鷹巣町、岸部陸会長でございます。清水修智委員です。簾内順一委員です。鈴木茂雄委員です。檜森正委員です。今野實委員です。和田テア子委員です。

続いて合川町の佐藤修助委員、副会長でございます。和田勇治委員です。土濃塚謙一郎委員です。松橋三郎委員です。成田道胤委員です。小笠原聡委員です。鈴木孝子委員です。

続いて森吉町、松橋久太郎委員、副会長そして会長職務代理でございます。庄司憲三郎委員です。桜井忠雄委員です。春日一文委員です。佐藤金正委員です。片山信隆委員です。畠山慎咲委員です。

阿仁町です。濱田章委員、副会長でございますが、今日は職務代理者の助役吉田茂でございます。山田博康委員です。山田賢三委員です。小林精一委員です。佐藤昭春委員です。三杉菅子委員です。菊地忠雄委員です。秋田県石井護委員です。

続いて本協議会の監査委員をご紹介します。森吉町 春日隆治監査委員でございます。阿仁町 庄司直紀監査委員です。合川町 関富五郎委員は今日は欠席しております。

続いて2ページの幹事会の名簿でございます。幹事の方をこれからご紹介いたします。鷹巣町助役 恵比原脩です。総務課長 今畠健一です。まちづくり政策課長 村上儀平です。合川町助役 工藤博です。総務課長 松岡宗夫です。総務課主席課長補佐 杉淵敬輝です。森吉町助役 柴田信勝です。総務課長 加賀隆久です。企画観光課長 奈良尚里です。阿仁町助役 吉田茂です。総務企画課長 松橋賢悦です。財務課長 鈴木美千英です。

最後に事務局の方をご紹介します。鷹巣町 秋田県派遣 佐藤満事務局次長です。鷹巣町 田村義明計画班長です。鷹巣町 秋元泰之計画班兼総務班担当です。合川町 高橋浩二調整班担当です。合川町 福田芳子総務班担当です。森吉町 金義孝調整班長担当です。森吉町 石崎賢一計画班担当です。阿仁町 渡部哲男総務班長です。阿仁町 佐藤孝一調整班兼総務班担当です。臨時職員として佐藤華香、今日は事務局の方におります。事務局長の斎藤です。以上11名で事務を行っております。今後とも宜しくお願ひしたいと思います。これで紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは次に、本協議会会長 岸部陞よりご挨拶を皆様に申し上げます。宜しくお願ひいたします。

岸部会長：ただ今はありがとうございました。29名の委員と3人の監査委員とそれから幹事の方12名でございますね。それと事務局が11名と非常に見事なスタッフが揃った訳でございますけども、これからこの地域の本当に歴史的な第一歩が踏み出せると思う訳でございますけども、事を進めるにあたりましては、事務的なもの、あるいは早く進めることが出来るものにつきましては迅速に進めたいと。ただ必ず時間をかけなければならない所がこれから出て来ると思います。そこには充分時間をかけて、場合によっては各町に持ち帰って討議をいただく、或いは住民の皆さんにもオープンにしながらですね、参加していただきながら進める、という風な事もこれから起こってくるということが充分考えられますので、その時には充分時間をかけていきたいとこの様に思っております。是非一つ皆様全員の英知を傾けて、そしてこのまちづくりに地域づくりに新市に向けて頑張っていきたいと思っておりますから、宜しくご協力の方お願い申し上げます。ありがとうございます。

事務局：それでは、協議会の規約第10条第2項の規定によりまして、会長がこの会議の議長になる事を定めてございます。これからの進行を岸部会長に宜しくお願ひ申し上げます。

岸部会長：わかりました。それでは本協議会に至るまでのこれまでの経緯につきまして、総まと

め的に簡単に、事務局の方から報告申し上げたいと思います。事務局、宜しく申し上げます。

事務局：4町による鷹巣阿仁地域合併協議会設置までの経緯についての概要をご説明いたします。

3ページ、4ページをご覧ください。平成15年6月23日に任意協議会の設置について検討するため、第1回鷹巣阿仁地域合併検討準備会が開催されました。合併検討準備会は7月に1回、8月に3回、9月に1回で計6回開催されております。合併検討準備会での協議を受け、合併の基本的事項などを検討協議するため、同年9月30日に第1回鷹巣阿仁地域任意協議会が開催され、平成16年1月まで5回開催されてまいりました。また、9月30日には県の合併重点支援地域の指定を受けております。任意合併協議会では、新市将来構想や財政シミュレーションの検討、住民座談会の開催、アンケート調査の実施、協議会だよりなどの発行により、合併を進めることの是非について住民意向の把握に努めてまいりました。平成16年1月23日に任意合併協議会で法定合併協議会の設置が承認され、同年1月26日に鷹巣町、阿仁町、森吉町の3町の議会で、また1月29日には合川町の議会で法定合併協議会の設置の決議を受けて、本日に至っております。以上でございます。

岸部会長：はい、ありがとうございました。それでは報告でございますので、これはこれで宜しいと思います。それでは次にですね、会議録の署名委員を指名したいと思いますが、それはこちらの方からご指名して宜しいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

わかりました。そうしますと、議会選出の方1名とそれから学識経験者の方1名を指名したいと思います。鷹巣町の方からは議会の方から清水委員さん、それから学識経験者の方として今野委員さんをお願いいたしたいと思います。それでは議題に入りますが、その前に議事録を全文記述しなければなりませんので、会議内容は、一応録音はしておりますけれどもそういう観点もありまして、マイクを必ずご使用のうえご発言願いたいと、この様にお願い致しておきます。それでは早速、報告の第1号、鷹巣阿仁地域合併協議会規約について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは6ページを開いて下さるようお願いしたいと思います。本協議会の規約についてご説明いたします。第1条は、本協議会が地方自治法及び合併特例法に基づき設置される旨を規定しております。第2条は協議会の名称について、第3条の協議会の所掌事務については、合併に関する協議、市町村建設計画の作成、合併に関する必要な事項となっております。第4条は事務所の位置について、第5条は協議会の組織について、第6条は協議会の会長及び副会長について、第7条は委員に関する規定であります。第8条は会長及び副会長の職務について、第9条は会議の招集及び開催通知について、第10条は会議の運営に関する規定でございます。第11条は事務の一部について調査及び審査を行うために小委員会を置くことが出来る旨の規定でございます。第12条は幹事会及び専門部会の設置について、第13条は事務局について、第14条は協議会の運営経費の負担について、第15条は監査について、第16条は予算の編成や現金の出納など財務に関する事項でございます。第17条は委員の報酬及び費用弁償についての規定です。第18条が協議会が解散した場合の決算についての規定でござ

ざいまして、8ページの附則といたしまして、この規約の施行期日を本日の2月9日としております。9ページには、本協議会の組織図及び検討フローを掲載したA3のプリントがあります。こういう風な組織図を添付してしますので、ご覧になって下さるようお願いいたします。報告第1号の説明は以上でございます。宜しくお願ひしたいと思ひます。

岸部会長：ただ今事務局より説明がありました、何かご意見あるいはご質問等がございましたら挙手の上お願ひいたします。ございませんでしょうか。どうぞ、はい松橋委員さんどうぞ。

合川町松橋委員：この間の任意協議会でもちょっと11条について事務局の考えを質した訳ですが、この事務の一部について調査及び審査ということは、会長の諮問機関を置くことが出来るというようなことではなからうかという、私はそう解釈をして質問している訳ですが、もしこの調査及び審査が会長の諮問機関だということであれば、調査及び審査を行うため付属機関を設置することが出来る、という風に文言を書いた方が分かりやすいというか、会の性格もハッキリしてくるのではないのかなという感じがしました。それで2も付属機関の組織を得て運営、小委員会も付属機関、こういう風に訂正して、諮問機関のしっかりした位置づけをしたらどういふものでしょうかなと。こういう風に考えて任意協議会にも質問した訳ですが、その点について事務局の考えをお願ひしたいと思ひます。

岸部会長：事務局の方の考え方をお聞かせ下さい。

事務局：小委員会ということですが、実は各4町の議会でこれが議決となっておりますので、規約としてはこの形で行く事になるという風に思っておりますが、その点宜しくご配慮お願ひしたいと思ひます。

岸部会長：宜しゅうございますか。それでは他にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

そうですか、それではなしという風な声でございましたので、それでは次の方に進みます。報告第2号鷹巣阿仁地域合併協議会規約に関する確認書について、説明をお願ひいたします。

事務局：11ページをお開きになって下さるようお願いしたいと思ひます。報告第2号ですけれども、これは確認書でございます。各4町がそれぞれ確認を定めている事項、その他事項という風になりますけれども、去る2月3日に4町が規約に基づきまして協議、確認した内容でございます。

最初に4町の長が協議して定める事項でありますけれども、町長及び副会長につきましては、ここに掲載した通りでございます。会長に鷹巣町長、副会長には森吉町長、合川町長、阿仁町長ということで確認したいと思ひます。2といたしまして、規約第7条第1項第4号の運営については、先ほど委嘱状を交付いたしました通り、秋田県北秋田地域振興局の石井局長様としております。3といたしましては、事務局の一覧表の職員の概要でございます。それから12ページをお開きになって下さるようお願いいたします。12ページの派遣職員ですけれども、

(秋田県職員)という風になっておりますけれども、各県内の法定協議会の現在の状況を見ますと、秋田県の方からそれぞれ派遣がなされておる訳であります。その際に、地方公務員法の施行令に基づきながら、各市町村でその分の負担はすることで、幹事町を決めております。幹事町は鷹巣町ということで、県から鷹巣町の方に派遣されています。そのなかで、鷹巣町と県では派遣職員の取り扱いに関する協定書を締結しながら、それに基づき各4町の負担割合を平等割、人口割でそれぞれ設定しながら確認しております。4は監査委員の職についてですけれども、3人の監査委員をお願いしております。会長が定める事項ですけれども、規約第8条の2、会長の職務代理については森吉町長の松橋久太郎様をお願いしております。下の方については省略いたします。その他の事項ですけれども、6は委員の公務災害や補償制度の適用でございます。各町ごとにそれぞれ委嘱しながら、会議に対する災害、それについては補償制度をそれぞれが適用する。7番目は事務職職員の身分。8の会長が定める事項が13ページとなっております。そして、9に確認内容の変更について。これについては変更が生じた場合は、別に確認書を取り交わすということで、それぞれ確認を頂いております。以上で報告第2号を終わりたいと思います。

岸部会長：はい、ただいま事務局より説明があった訳でございますけれども、これにつきまして何かご意見ご質問がございましたらご発言願います。はい和田委員さん。

合川町和田委員：どこで質問して良いかちょっと分からなかった訳ですが、今の派遣職員の事です。実は、合併協議会はそれぞれ説明責任をハッキリして、そしてそれを納得して進んでいくということが、協議会の精神だと思っております。そういう面で、実は最後の任意協議会での予算を審議する際に、この派遣職員の関係についての今の説明で分かった訳でありますけれども、それが無かった訳であります。任意協議会で法定協の予算審議の段階で説明が無くて、それがそれぞれの町村の補正予算を審議する際に、初めてこの県の派遣の職員に対するそれぞれの町村の負担が分かるという風な状況であった訳で、そういう経緯を経ております。私が考えるに、やっぱり県の支援というのは、いわば法定の負担金の他に職員の派遣、当然あるものと思っておりますし、そういう関係では任意協議会の最後の段階でなかった訳ですので、当然負担の無い県の身分のままで来るものだという風に考えていたわけですが、そういう様なことではない。やっぱり協議会の中でそういった問題については、後に問題を残すような事ではなくてやっていたかなければ、これからの審議も軌道に乗らないような状況になれば困るので、そういう面で県の考え方とそれからそういう説明が出来なかったことに対する考え方について、お知らせを頂きたいと思えます。

岸部会長：まず事務局の方からこの間の経緯を踏まえて。

事務局：任意協議会の時については、具体的な内容までは確かに明示しておりませんが、各4町の首長のなかで協議された中では話をしてあったかと思えますけれども、県との関係については、事務局でもあくまでもこれは4町の首長の段階でこれを確認しながら定めるといってございまして、事務局の場合はあくまでも会長、副会長から命じながら、そし

て準備を進めて対応するというごさいますので、それについては出来れば会長、副会長の方からお話していただければという風に思っております。

岸部会長：はい、分かりました。石井局長さん県の方の立場として一言お願いしたいと思います。

秋田県石井委員：後で、必要であれば話させていただきたいと思いますけど。

事務局：事務局次長をやっております佐藤でございます。県の立場としましては、合併はあくまで市町村主体でやるものということでございまして、今までは事務局に北秋田振興局の方から随時来まして、お手伝いさせていただきました。今度、法定協になりましたから、事務局の方に入りまして、事務局の職員としてやるということになりますと、地方自治法できちつと派遣ということが定められておりますので、その派遣の仕方としましては、派遣先の方で費用負担するという形になっておりますので、そのように各町長さんの方にもお願いしたところでございます。以上でございます。

岸部会長：はい、ありがとうございます。という風なことを受けまして、2月の3日に4町長が会議を開いたときに議題となりまして、先ほど申し上げたような経緯になった訳でございますけれども。

合川町和田委員：いいですか。

岸部会長：はいどうぞ。

合川町和田委員：経過については、今聞いて納得をしています。ただ、任意合併協議会であれ法定協であれ、やっぱり委員会が最終的にいろんな事を決めていく訳でありますから、直接法定協の予算にないという風な事で、委員会にそういったものの説明がないということは、説明責任がちょっとうまくないのではないのかなという感じがするわけですので、やっぱり合併の直接の支援措置だと思うので、そういうことについては委員会にやっぱりお知らせをして、納得の上で進めるという事が大切ではないかと思います。答弁はいいです。

岸部会長：はい分かりました。それでは、はいどうぞ春日委員。

森吉町春日委員：森吉の春日です。ただいまの和田委員さんと私も同感です。というのはですね、県は合併について支援していくと明確に述べておりますよね。私達もそういうことで派遣されてきているものだと理解しておりますし、ただ今事務局から説明なったような法定協に移った場合は云々、というような事は一回も聞いたことがありません。しかもですね、前回の最後の任意協議会の予算の審議の時に、いま和田さんがおっしゃったようにですね、この事務局、いま派遣されてくる県職員の給料をここから出すんだという説明が全くなかったですよ。おかしいじゃありませんか。県では何を支援するんですか。確かに合併は、その合併当

事者である市町村の自主的な合併ですけれども、支援策というのはどういうことなんですか。お知らせ下さい。

岸部会長：もう一度、佐藤次長の方から。

事務局：県の方では財政的支援としましては合併前には、重点指定となりましてからは補助金を支出しております。そして合併した場合においては、合併関係1市町村当たり2億円を限度に補助しようということで、計画を立てております。また先ほどの予算の中になかったというお話でございますけども、これは法定協の予算から出すお金ではございませんで、各町から直接出す形でここに載らなかったということです。そこで先ほどそういうのであっても必要なものであったら言うべきではないかというご意見がありましたので、今後はそのような形で説明して参りたいと思います。宜しくお願いします。

岸部会長：はいどうぞ。

森吉町春日委員：最初からそういう風にですね、ちゃんと説明して下さいよ。それから2億円云々ありましたが、69市町村の首長さん、みんな異論を唱えておりますけども、知事は男女共同参画でないと2億円出さないぞと言ってるでしょう。全くあべこべの話ですよ。やはりちゃんとですねこういう内容ですよ、ということ具体的に言って貰わないと、私たち困るんですね。後からみんな負担被ってきたらえらいことですからね。何のための合併なるか分かりません。ちゃんとして下さい。

岸部会長：それでは局長さんの方で発言がございますので。

秋田県石井委員：男女共同参画の話ですが、ちょっと誤解があるようでございますけれども。知事は今、一生懸命に男女共同参画をずっとやっております、その中で特にこちらに来てもいつも。特に今は社会の不平等あるというかそういう危機感は、確かに国全体でも持っております。その中で今後の少子高齢化、これをやっていくためには男女共同参画というのは避けて通れない。これは国の基本となります。県も勿論そうです。その中で今知事が一生懸命に一番心配するのは、子育ての頃の女性が大変だと。家庭を守り、子どもを育て、仕事をしなければならない、これじゃとっても女性はやっていけないよと。だからこの辺をなんとかしよう、そういう意味でいま男女共同参画の計画書を全部、凄いものを全部作れというんじゃないんです。合併後の法定協議会でも、こういうまちづくりの基本を作ります。その中にこういうことが大事だよという基本計画、基本構想でもいいです。そういうのを作って下さいよ。それさえ作れば、2億円と結びつけたのは何ですけども、それでももう計画作ったよということになりますから、是非それをお願いします、ということでございますので、そこをなんとかご理解頂きたいと思います。

岸部会長：はい他にございませんでしょうか。宜しゅうございますか。

(「なし」の声あり)

はい分かりました、ありがとうございます。それでは次に進ませて頂きます。報告第3号鷹巣阿仁地域合併協議会幹事会規程について、それから報告第4号鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程について、それから第5号鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程について、これはいずれも関連がございますので一括して説明を願います。

事務局：資料の15ページを一つお開き下さるようお願いしたいと思います。幹事会規程でございます。幹事会規程の中で第1条は趣旨でございます。第2条が所掌事務、第3条が組織という風になっております。幹事会は4町の助役、合併担当課長及び4町の長が定める職員、それで構成されております。そしてこの組織では、幹事長そして副幹事長をそれぞれ定めております。4条では役員の職務、5条では会議、7条が報告、8条は庶務という形で、それぞれ規定がなされております。報告第4号の16、17ページ、専門部会でございますけども、幹事会の下に専門部会を置きますので専門部会の規定でございます。専門部会はそれぞれ各町の課長で構成されて、専門的な分野での協議、調整を行うことになっております。専門部会は9部会であります。18ページに、それぞれ9部会が載せてあります。こういう風な9の部会ごとに専門部会を設置するという事でございます。20ページは分科会の規程でございます。分科会は、各専門部会の下になっておりますけどそれぞれ、21ページ、22ページをお開きになって下されば、この21ページに各分科会がそれぞれ35分科会があります。そして、22、23、24、それぞれ分科会ごとに行う分掌事務が定めてあります。こういう風なのをそれぞれ各町の職員同士で分科会を構成しながら、そして色々細部の協議をして行くということでございます。以上は報告第3号、第4号、第5号の関連の説明でございます。宜しくお願したいと思います。

岸部会長：それでは、ただ今の第3、第4、第5の報告につきましてご意見ございましたら。どうぞ、ございませんでしょうか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは次に移らせていただきます。報告の第6号、鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程について、事務局の方より説明をお願いいたします。

事務局：26ページをお開きください。事務局規程でございます。第1条、第2条それぞれこういう風な形で、第3条が組織でございます。そして、28ページに変更がありまして、こういう風な3班体制での組織でございます。第5条が職員の職務、第6条が会長の専決事項、第7条が会長の決済事項、第7条が専決事項、第8条が代決、第9条が文章、第10条が公印という風にそれぞれ各条文に、各組織体制で行くということを明示しております。宜しくお願したいと思います。

岸部会長：ただ今の報告第6号につきまして、ご意見ございましたら。ございませんでしょうか。このままで宜しゅうございますか。

(「なし」の声あり)

分かりました。それでは続きまして報告の第7号、鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程につきまして、事務局の方から説明願います。

事務局：報告第7号でございます。財務規程について、31ページをお開き下さるようお願いいたします。この規程は協議会の財務について必要な事項を定めるもので、第2条では予算は4町の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をもって歳出とし、会長は毎年度予算を調整し協議会を経なければならないとする規定でございます。第3条は補正予算、第4条は予算の区分、第5条は出納及び現金の保管、第6条は出納員についての規定でございます。第7条は決算等に関する規定、第8条は本会議への定める様式等を行うものとするという風にして、それぞれ様式等が定めるところになっております。33ページは歳出歳入の予算の款項区分を示しております。以上でございます。宜しくお願いたします。

岸部会長：はい、ただいまの報告第7号につきまして、ご意見がございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

ないということでしたので、それではここで報告につきましては以上でございますが、それでは8号につきましてお進め下さい。

事務局：ご連絡の方が不徹底で誠に申し訳ございません。マル正となっております。これはあの協議案件の1号の運営規程に関係ありますので、会議運営規程が終わった後にこの報告8号を入れたいと思いますので、宜しくお願いたします。第1号が関連ありますので、議長さん宜しくお願いたします。

岸部会長：はい分かりました。それでは先に協議という風なことでございますので、協議第1号鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営規程についてと、第2号の方の鷹巣阿仁地域合併協議会報酬及び費用弁償規程について、これは協議会で決定する事になっておりますので、一括して議題としたいと思います。事務局の方から説明下さい。

事務局：どうも大変ご迷惑をおかけしてすみません。39ページの会議運営規程案でございます。この規程は、協議会の会議の運営について必要な事項を定めたものでございまして、第2条では会議は原則として公開するが、委員の半数以上の賛成があるときは公開しないことが出来るとしております。第4条では委員は議長の許可を得た後で発言すること、第5条では、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とするが、意見の調整が出来ず協議の進展に支障が生じた場合は出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとしてございます。第6条では会議の傍聴について、第7条では会議の会議録の調製について、第8条では会議録の公開について、第9条では会議の設置について、第10条では関係者の出席について定めております。

41ページをご覧になって下さい。申し合わせ事項といたしまして、代理出席、それから会

議資料の取り扱いについて載せております。協議第2号ですけれども、報酬及び費用弁償規程案についてでございます。

43ページをお開き下さい。規約第7条第1項第2号及び第3号に規定する委員及び監査委員の報酬及び費用弁償について規定したものでございます。第2条で委員の報酬額は6500円とし、第3条の費用弁償、及び第4条の支払い方法では会長の属する町の例によるという風な形で規定しております。宜しくお願ひしたいと思います。

岸部会長：はい、ただ今1号、2号につきまして説明がありましたけれども、ご意見ございませんでしょうか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

それではないということでございますので、この様に決定させていただきまして、次に入ります。協議第3号鷹巣阿仁地域合併協議会事業計画案、それと第4号協議会予算案、第5号合併協議会予算案、これを議題といたしますけれども、これは3つとも関連がございますので、一括としてご討議願ひしたいと思います。説明をお願いします。

事務局：資料の45ページをお開き下さるようお願いしたいと思います。協議第3号平成15年度鷹巣阿仁地域合併協議会事業計画案について。協議会の主な事業といたしましては、ここに掲載した7項目でございます。1といたしまして協議会及び幹事会の開催、2としては新市まちづくり計画の策定、3としては合併協定項目の調整及び合併協定書の作成、この中には新市の名称や事務所の位置等の合併協定基本項目や、46項目の合併協定項目があります。4といたしましては市町村合併先進地研修の実施、5としては新市電算業務の調整及び一元化、6といたしましては新市例規原案の作成、7といたしまして合併協に関わる情報提供の実施。内容としては、住民説明会の開催、協議会だよりの発行、ホームページの開設でございます。そして46ページA3の横の方でございますけれども、これは新市誕生までのスケジュールの案でございます。平成17年3月31日を設定した場合のスケジュールでございます。続いて48ページ、平成15年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算、15年度の予算です。歳入歳出それぞれ1800万円と定めております。49ページは歳入歳出の対比表でございます。50ページは歳入歳出の総括表でございます。説明といたしまして、51ページから説明したいと思います。歳入でございますけれども、歳入の1款1項1目は負担金1799万7千円。4町の負担金でございます。これは平等割、人口割で積算しています。4款諸収入、預金利子です。雑入でございます。52ページをお開き下さい。歳出の方でございます。歳出の1款1項1目総務費の会議費といたしましては245万5千円、内訳はそれぞれ報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料という風な形で、細部については右側の方の説明欄に記載しております。2目の事務局費といたしましては230万、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費とそれぞれなっております。54ページをお開き下さい。2款の事業費でございます。1目は事業推進費ということで1290万4千円。内訳は旅費、需用費、役務費、委託料。委託料は合併推進事業支援業務となっておりますけれども、これは新市まちづくり計画の策定、それから事務事業の一元化支援、それから新市例規原案の作成の委託関係です。それからホームページ、それから電算システム統合基本計画とありますけれども、これは4町の電算

の現況調査や電算統合の全体経費を積算するための基本設計を行う業務の委託でございます。4番目は使用料及び賃借料となっております。予備費は34万1千円でございます。続いて56ページの平成16年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算案でございます。歳入歳出それぞれ2350万円と定めるという風にいたしまして、57ページは歳入歳出の対比表です。58ページは歳入歳出の総括表でございます。59ページの歳入からご説明します。1款1項1目の負担金ですが、先ほどと同じように各4町の負担金です。今年度は1849万7千円。それから2款1項1目、県補助金です。これは法定合併協議会支援事業補助金ということで、県より支出という風な補助金です。3款が繰越金。次のページの60ページの4款は諸収入でございます。61ページが歳出。1款1項1目の会議費でございますけども753万7千円。内訳といたしまして、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、それぞれこういう風な金額となっております。2目の事務局費でございますけども580万3千円、共済費、賃金、旅費。次のページの62ページの需用費とか役務費、使用料及び賃借料、備品購入費が主でございます。63ページに2款1項1目の事業費の中の事業推進費、本年度予算は16年度の本年予算は956万4千円。内訳といたしまして報償費、需用費。報償費の25万については、公募による関係の報償費を見ております。それから役務費、委託料。委託料の合併推進事業の支援業務については、先ほどもありますけども16年度分の新市まちづくり計画の作成、事務事業の一元化支援、新市例規原案の作成等ということでございます。3款の1項1目は予備費、59万6千円こうなっております。以上で関連の関係で3つご説明いたしました。宜しくお願ひしたいと思います。

岸部会長：はいただき事務局から説明があったわけですが、ご意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

（「なし」の声あり）

それではこの様に、原案通りに決定させていただきます。続きまして協議の第6号、新市まちづくり計画の策定方針について、これを議題といたしますが、事務局より説明下さい。

事務局：65ページを一つお開き下さるようお願いしたいと思います。協議第6号新市まちづくり計画の策定方針案についてご説明いたします。新市まちづくり計画の策定につきましては、合併特例法の第5条第2項のなかで、協議会で策定する事となっております。おおむね次の様な策定方針により進めたいと考えております。1新市まちづくり計画の目的及び主旨といたしましては、本計画は鷹巣阿仁地域合併協議会、構成4町の合併による新市まちづくり計画の基本方針を定めるものといたしまして、これに基づくまちづくり計画の策定でございます。4町の速やかな一体性を促進し、住民福祉の向上と、地域の均衡ある発展を図ることを目的とする。2番目が計画の構成といたしましては、新市のまちづくりのための基本方針、これを実現していくための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成するものとする。3つ目が計画の期間といたしまして、本計画の基本方針を定めるにあたっては、4町の現状を踏まえ、将来を展望した長期的な視野に立ったものであり、主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね10年間について定めるものということでございます。4番目が作成上の留意点といたしまして、(1)から(6)まであります。次

の66ページでございますけども、新市まちづくり計画の作成スケジュールといたしましては、2月から4月までに素案の作成のための各町の主要事業調査やその集計、国及び県の事業量見込み調査、北秋田地域振興局との事前協議、アンケート調査などからの住民意向の把握に努めながら、財政計画も併せて6月位までには素案を作りたいというスケジュールになってございます。7月には県の合併支援室との事前協議を行いまして、協議会に計画案を提案したいという風に考えてます。8月にかけて協議会で協議していただきながら、9月には新市まちづくり計画の概要版を作成し、住民説明会等で住民に周知を図りたいという風な計画でございます。以上でご説明の方を終わりたいと思います。

岸部会長：ただ今、事務局の方よりご説明ありましたけれども、第6号に関しましてご意見ございませんでしょうか。

合川町和田委員：はい、ちょっといいですか。

岸部会長：はい、どうぞ。和田委員さん。

合川町和田委員：和田です。基本協定項目の調整等については、それぞれの町村の専門分野で具体的に調整が進む、最終的にはこういう委員会でという順序を経ると思うんですが、色々な特例債とかに関係する新市建設計画は、多分この新市まちづくり計画というものが我々がいう新市建設計画だろうと思う訳でありますけれども、2月、3月、4月でこの色々な資料収集等が進んで、5月、6月に素案がまとまっているような計画なようですけれども、計画によると協議会の提案協議は7月、8月ということになっておりますけれども、大変スケジュールに無理があるのではないのかなと感じもします。なお、2月、3月、4月の段階では事務段階でいろんな資料等収集はいいと思いますけれども、この問題はそれぞれの各町の政治判断を求めなければならない事がいっぱい出てくる、そういう事との調整はどういう風にして進めて行こうとしているのか、お考えを教えてください。

岸部会長：はい、それでは事務局の方で、宜しく申し上げます。

事務局：事務局の方では、各4町の町の各職員方と色々これについての積み重ねのスケジュールを含めている訳でございますけども、6月の素案の検討の前までは出来れば各町でそれぞれ全協なり臨時議会なりのなかで、色々それぞれ盛り込む内容を事前にご協議していただきながら、そして私たちの町はこういう風な方法でやっていくという風なのを随時盛り込んで行くという段階で、調整していければという風に思っています。これについては4町の考え方があると思いますけども、事務局では出来ればそういう風な形で、どんどん4町で協議しながら詰めて頂いて、そして、この素案の方によりよく反映して欲しいという風に思っておりますので、宜しく願いしたいと思っております。

岸部会長：はい、分かりました。

合川町和田委員：よく分かりますが、ご承知のように鷹巣と合川が選挙に入る状況等もあって、そういった具体的な問題をなされるような状況、今のところなっていないような状況でもあるので、非常にそういう点でちょっとスケジュールの持ち方等に心配がありますので、どうぞそれぞれの事情というものをよく聞きながら、慎重にやって頂きたいと思います。

岸部会長：分かりました。他にございませんか。はい、どうぞ。春日委員さん。

森吉町春日委員：確認のためお伺いしますけれども、この新市のまちづくり計画に盛られてないと、今後10年間事業が出来なくなる訳ですね。今までの地方自治体の事業の流れから行きますと、例えば総合発展計画であるとか、過疎地域であれば過疎計画とか組まれたもの以外は事業が国、県から認められてない訳です。従いまして、6月まで素案を作るという計画の中に、それぞれの4つの町の事業がちゃんと盛られた成案が出来るということを前提として、私は今話してるんだらうと聞いたんですが、この計画に盛られない事業は後から認めてもらえないということになるわけですね。その辺を確認したいと思います。

岸部会長：それはいかがでしょうか、事務局次長さんの方からお願いします。

事務局：このまちづくり計画に載っていないと、合併特例債を使った事業が出来ないという格好になります。新市になりましてから過疎計画、それから町としての総合発展計画を作ることになりますので。

森吉町春日委員：それは当然な話しなんですよ。過疎計画とかこれまでの計画というのは、時限立法で決まってるんですよ。過疎計画は10年間。ところが今話題になってるのは、これから新しく出来るまちの事業な訳です。いみじくも言ったように、特例債って話出ましたが、特例債になると一部事務組合絡みの事業も出てくるわけですよ。しっかり決まってませんけど、それを今和田さんがおしゃったようにですね、各町が6月までに素案をまとめられるのかというのは、私、はなはだ時間が切迫して出来ないのではないかという心配してるから、今お話ししてるんです。だから新たな特例債を対象にした事業は、これに盛られてないと出来ない訳なんですよね。

事務局：合併特例債を使う事業はこれに盛られてないと出来ません。ただし、事業名という形で必ずしも盛らなくても、つまり例えば一部事務組合関係のものであれば、広域のこういう事について力を入れてやっていきたいという形で、個別の事業名までは出す必要はないと言われております。

岸部会長：宜しゅうございますか。それでは次のご質問、ご意見に移りたいと思います。ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

合川町和田委員：石井局長さん、今我々この協議会でいろんな事で財政計画等も県と協議をしていく様でありますけど、非常にやっぱり敷居の高い役所ですので、県の方で合併協議会、新市、そういったものに対する姿勢はかなり強いものですか。

岸部会長：はい、それでは。

秋田県石井委員：今事務局で話したのに合わせまして、もっと一般的な話で申し上げます。県の今の総合計画、そういうものは全て全部事業名を記入するのではなく、大きな主要事業名を述べます。そして今回の場合は特例債事業は全部載せるとか、それはあるでしょうけれども。全部の事業というのは時代によっては10年間全部、はたしてすべて10年そのまま仕事をやるかということを考えます。県の総合計画というのは主要事業を載せて、その他のものについては泳げるようにしてございます。その辺はもうちょっとこの次の事務局にその辺の方針はそういう形で是非話して頂きたい。県の事業もおそらく全てのもの、10年間入れるということは、その整合をこれからすり合わせして行かないとダメだと思います。

岸部会長：ありがとうございます。宜しゅうございますか。それでは次のご質問。はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員：阿仁町の山田です。この計画表を見ますと、この今日の委嘱された協議会の委員たちがですね、まちづくりに対してもっといろんな意見を述べる機会というものを、全くここの計画表にはない訳で、担当課長会議とか事務局の計画班の計画、不安が出なかった時点で我々にこれを見れと、協議すれとこういうような計画に見受けられる訳なんですけど、協議会はほんとにどういうことを協議して、まちづくりを考えて行くかというような案が出てこないということに対して、私は非常におかしいと思うが、当局の考え方をたのみます。

岸部会長：そうしますと、最初からこの委員のなかで事業を組んでいくという風なお考えでございいますか。

阿仁町山田(賢)委員：私はそういう風には言っておりません。ただこの表を見た限りにおいては計画の素案が出来るまでの間に、協議会というもののどういう様な事に我々がまちづくりに対して発言をしていくのかという機会がないものですから、この点はどういう風にお考えになっておるのかということです。

岸部会長：はい、分かりました。そうするとまず2月から4月までの間にもそういう風なのを設けるべきであるということですね。それから5月、6月といった所には幹事会の段階では入りますけど、協議会には入っていないという風なことで、この事につきましては、事務局としてはどういう考えでこの様に。

事務局：6月に進捗状況を説明するという事を明示しておりますので、その中でかなり具体的なものが入って来ますし、皆さんのいろんな意見が入ってくるという風には思っております。

岸部会長：はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員：6月になると協議会を開いて素案を検討すれとこういうようなご意見だけでも、私はこの協議会というものは各町村が抱えているいろんな課題があるから、それをお互いにざっくばらんにこの場に出して、こういう方法で行こうじゃないかというようなことを協議するもんだと、実は私は考えてきたわけですが。この進め方としては担当課長会議とか事務局、計画班のその方だけが色々調整して、そしてここへ出してくると、我々委員の意見というものは全く発言する機会なく、6月になって初めて素案を検討すれとこういうような感じを受けた訳なんですよ。

岸部会長：これは46ページのところを見ますと、必ずしも2月から今日からの事がずっとついておりますけども、一番上の欄の協議会のところではA群、B群、C群といったようなことでいろんな事が提案され、それを協議するという具合に、もう2月からやるようになっておりますけれど、これをもう少し詳しく説明して下さい。

事務局：任意協議会の中で新市将来構想がありますので、あれに基づきながらそれぞれ各町でいろんな主要な課題があると思います。そして町の長期計画、それらが各町ごとにできますので、それについても今後はこの6月の素案が出来る前までの中で、何回も協議会が開催されます。いろんな基本項目が協議されなければなりませんので、その中にも一方出てきますので、全く協議はしないということではありません。それぞれの協議の中でまず決めるべきいろんな項目、その他に随時最終的に出来るまでの新市建設計画、それはそういうなかで随時協議はなされていくという風にしておりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

岸部会長：宜しいでしょうか。はい、どうぞ。

合川町和田委員：それぞれの町が抱えているいろんな問題について、それぞれの町がこの委員会に来る前に、かなり多くの時間と精力をつぎ込まないと大変だような状態なので、そこいら辺の問題をそれぞれの首長の皆さんが、やっぱりちゃんと町村間で色々揉んで頂いて、そして4町の首長さん方で協議も必要だろうと思うし、そういう様なことでそれぞれの町村の事も少し素案を組む際に、重要な課題にしていきたいという風に思います。

岸部会長：はい、分かりました。それは当然な事だと私は思っておりますけども、協議の場をそれぞれの4町の中でも揉まなければならないのは、ここだけで作るんじゃないかと、揉んだものを持って行かなくちゃならない場合も、むしろ多いと思いますけれども、そういった形でそれぞれ協議なさったらどうでしょうか。勿論そうやって出てきたものに対する協議会につきましては、月に議会のある時もあるようでございますので、3月は議会、4月は、これは例でしょうけども、その都度開くというような事でございますので、協議する場は充分あると思います。今、和田委員さんから言われたように、4町長で勿論協議もいたします。これ

までもやってきましたけども、それは継続して出来るだけ頻繁に持つようにして調整していきたいと。その4町長たちが協議したものにつきましても、今日もありますけども出しながらですね、この中で協議していただく、ということの中で進めていくことになると思います。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

阿仁町小林委員：ええとですね。後ほど伺いたいと思っておりますけど、スケジュールが非常に過密になっているのを実感している訳です。その先には何があるかといいますと、来年の3月31日までに合併しなきゃならないとタイムリミットがある訳ですね。それは何故かといいますと、合併する事によって受ける財政的な優遇措置が、来年の3月31日までに合併しないしなければ適用ならないというのが前段にあるんですね。ところが最近の報道によりますと、昨年11月にですね、地方制度調査会が第27次答申案を出しましたね。それを受けて政府が自民党の部会とすり合わせしたり、全国町村会と意見を参酌する中で、この国会に3月上旬に政府案として改正案を出すという報道があるんですよ。その条文の一つにですね、このタイムリミット、非常に影響する条文があるんです。こうなっています。特例法の改正案としまして、平成17年3月31日までに知事に合併申請をした町村は、実質合併が向う18年3月31日までにするところにも、財政の優遇措置を適用するという経過措置を設けたとあるんですね。これは私、ある意味画期的だと思いますので、全体のスケジュールをその中でなんとか変わって来るのではないかと考えてますけど、その点の見通しは事務局、どう思ってますか。

岸部会長：はい、それじゃ事務局の方で。

事務局：今、委員がおっしゃった通りの情報を我々の方も入手してございます。それがしっかりと上程され、可決の見通しが立った際には、再度委員会の場に遅らせてもよいのかどうかということをお諮りする事になると思いますけれども、現段階では見通しのもので、走り出すのはいかがなものと思ひまして、3月31日を念頭にスケジュールを組んだところでございます。

岸部会長：はい、どうぞ。

阿仁町小林委員：そうしますとですね、おそらく国会で3月上旬に提案すると言ってますので、その背景にはやはり国が当初考えているような形で合併が進んでないということ、全国の3千2～3百ある町村を1千にまとめるというのはですね、現段階では2千何カ町村しかまとまらないという風な厳しい背景があって、国がそういう緩和措置を講じたと思いますので。私はですね、その一つの条文が正しい情報かですね、関係省庁に伺って把握して欲しいということと、3月の段階、同時に提案すると言ってますので、恐らく成案がなって制度化して各地方自治体に適用なる時期はいつ頃と見てますか。その辺の情報を早く把握して、提示して欲しいと思います。その如何によっては、このスケジュールも実施合併の時期も変わってくる可能性があるというところの認識でいいですか。事務局お願いします。

岸部会長：はい、事務局いいですか。なかなか難しい問題だと思えますけれども。

事務局：国会に上程されるという情報までは頂いておりますけども、必ず上程するとかあるいは可決がいつになるとか、ということにつきましてはなかなか何処の方での答え難いところがございますので、いわゆるそういう情報もあるということ念頭におきながら、こちらの方にしかるべき時期にスケジュール案についての見直しが必要かどうかも含めて諮って行くことになるかと思っております。

岸部会長：はい、まそういうことになると思いますが、宜しゅうございますか。その時に、あるいはいろんな協議がスムーズに進んで、この通りに行くかもしれないですね。その時になったらまた、特に国会のそれが発表になりましたら、その時に当然、何回も協議会を開いている訳ですから、発表になった段階の協議会ではそういったことも協議する事になると思えます。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは第6号につきましては原案通りに決定させていただきます。それでは協議第7号合併協定調整方針についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局：68ページを開いてくださるようお願いいたします。合併協定項目の調整方針案ということでございます。合併協定項目、これの基本方針はこのような形で記載しておりますけども、これに基づきながら調整の方針といたしましては、一体性の確保の原則ということで、新市に移行する際、住民生活に支障のないような一体性の確保、2が住民福祉向上の原則という風にしております。3つ目が負担公平の原則、4つ目が健全な財政運営の原則、69ページの5の行政改革推進の原則、6の適正規模準拠の原則という風な6つに分けております。そして具体的な調整方針としては から まであります。これは下の表に書いてある通り方針はそれぞれ、現行どおり、一元化、廃止、それぞれが 、 、 、 、 、 という風な形の方角を示しているという風な案でございます。70ページをお開き下さい。これを今後進めるためには、事務事業調整の進め方ということで、各町から各職員が出ましてそして分科会を構成しながら、検討を進める。そして出てきたものを更に専門部会で調整しながら幹事会で最終調整をしてこういう風な形で、協議会の方に提案するのはこういう風に行きましょう、という風にしてやっていくという風な流れでございます。こういう風な流れの中で調整方針を進めていく、という風なことでございますので宜しくお願ひしたいと思えます。

岸部会長：はい、ただ今事務局から説明がございましたけども、ご意見等ありましたら発言願います。ただ今の調整方針につきましていかがですか。宜しゅうございますか、こういった流れで進んで。

（「なし」という声あり）

なしということでございますけども、宜しいですか。それではこの様に、原案通りに決定

させていただきます。続きまして、協議第8号合併協定項目(案)につきましてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局：72ページをお開き下さい。72ページでちょっと線が消えておりますので、B群のC群の線が消えております。11と12の間にB群とC群の線を入れて下さい。それから一番下、G群とH群の間の線が消えておりますので、そこを入れて下さるようお願いいたします。合併基本項目は最初に4つあります。合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置。この他にA群からH群までこういう風な46項目の主なる項目があります。これについて今後協定項目として検討して行きたいという風な概要でございます。73ページはこれの表をそれぞれスケジュールに合わせた場合、どういう風な形で、例えばA群、B群がどのあたりで提案しながら協議して、そして詰めていくという風なのを表したスケジュール表でございます。こういう風な形でのだいたい7月まで、それぞれ群の項目を、46項目協議しながら、そして分科会、専門部会はこの前の段階で色々協議をして、それぞれの項目を協議していただく状況まで上げながら進めていくという風な形のスケジュールでございます。今後は各町の職員方の横の協力を得ながら、そしてこういう風な合併項目の協定をお互いに連携して進めたいという風なのでございますので、宜しくお願いしたいと思います。

岸部会長：はい、ただいまの説明で宜しゅうございますか。BとC群のところ11と12のところに線が抜けていると、最後のH群は一つだけですね、26のところだけという風なことだそうでございます。はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員：この項目を見ますと、他町村でどういう風になってるかわかりませんが、町が大半を出資しておる会社があるわけですね。うちの方は観光関係の会社、森吉、阿仁は公社という様な制度があるという、こういうようなこれもやはり合併する段階で町が大半出資しているものですから、協議事項に入れて行く必要があるのではないかなと、こういう風に私は思いますがその点はどういう風にお考えなっておるか確認したいと思います。

岸部会長：はい、それはどちらの群に入ってますか、D群かな、今の考え方について事務局の方から。

事務局：D群の15、ナンバーでいきますと15の公共的団体等の取り扱い、この中に入ると思いません。

岸部会長：宜しゅうございますか。はい、どうぞ山田委員さん。

阿仁町山田(賢)委員：株式会社の場合はですね、公共的な団体というような定義には入れるということは無理ではないでしょうか。

岸部会長：それはどうですか。等という字が入ってますけど。

事務局：あくまでもこれは公共的団体だけという風な決めつけでなく、その下に等が入りますので、やはりそれぞれの自治体がお金を出してやっている第3セクター、その他公社、いろんなものがあります。それが等という形で含むという風に事務局は考えておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

岸部会長：宜しゅうございますか。はい、わかりました。それでは、はい、どうぞ春日委員さん。

森吉町春日委員：また一つ議会で合併についての特別委員会、どこの町村も作っておるのですが、そこで全国の推進事例全部調べてます。それ見ますとこの合併協議項目番号から項目まで全部一緒ですね。統一マニュアルですから当然でしょうけれども。標準な町村はそれでいいです。ところがその町村によって特殊事情、山賢さんからおっしゃった様に、他の町村とは違う事業を抱えてるものがあるわけです。それは観光公社であり、あるいは株式会社であるとか、今鷹巣さんで話題になってる福祉公社であるとか、そういうものがあります。それは組織の性格が違うばかりでなくて、取り扱ってる事業の中身が全く違う場合もあります。それから社会福祉協議会についてでもですね、4つの町にそれぞれありますが、やってる事業みんな違います。そうしたものの協定項目、他の法定協議会ではちゃんと項目を定めてやっているんです。それからですね、特別会計みたいに、その町独自の事業、直営事業ありますよね。そういうものも他の場合は協定項目と定めて、まな板に上げてですよ、そして協議します。でね、ここで水道事業なんか余所では上下水道とちゃんと謳ってます。ウチの方の町の場合お話しますが、だいたい16年度で集排が終わります、集落排水事業。19年度でだいたい下水道が終わります。それと平行して合併浄化槽の助成事業もやっております。これは年間17から20件ですね。そうしたもの、他の町村によってみんなまちまちな訳ですよ。全くやってないところは数百億かかるという話しも聞こえてきますが、そうしたものやっぱり私ちゃんと協定項目に上げる必要があると思うのです。何故かといいますと、先ほどの7号のところに戻って、69ページをご覧くださいと頂きたいとおもいます。この中ですね、具体的な調整方針に から まであります。これを見ますと現行通り存続するもの、あるいは合併前に廃止するもの、調整がつかなくて合併後に決めるものとあります。合併後に決めるというのはなんだかと、一言で簡単に言えば多数決で決めると、こういうことなんです。これまあることなんです。ということはですね、よその法定協議会でも皆そうです。難しいことはみんな棚上げして先送りしておく、そして後で決めるということになるんですが、今私が言ったような特殊事情についてはちゃんと話し合いをしておかないと、あとで問題を起こすことになる訳です。従って、統一マニュアルの全国一律のこの協定項目でなくて、この地域の独自性というものを加味しながら、私は項目に載せるべきではないかと思う訳ですが、その点についてどういう風にお考えでしょうか。

岸部会長：では事務局の方で。

事務局：各分科会のなかでそれぞれの町のいろんな特殊事業等が出てくると思いますので、今言

われたような形で分科会の中では区切りながら、そうして行きたいとそういう風に思っております。ですから、そんな風ないろんな特殊な事業、そしてこれにない項目が今後多分出ると思いますけども、それについてはその項目を更に追加しながら進めていきたいと思っております。

森吉町春日委員：話し合いは当然なんですけど、後で問題を残さないような決め方をしていただきたい。もう一つ追加しますがね、病院事業というものがない訳ですよ。これは一部事務組合の病院もありますし、4町が抱えている直営の診療所とかそういう病院もある訳ですよ。そうしたものの調整とかがって、具体的なものが抜けてるわけですよ。是非一つこれを納得いくような形で、将来に禍根を残さないような協議をして行かないとならないと思っておりますので、一つ明確にして頂きたいと思っております。

岸部会長：はい分かりました。その項目に入ったときにですね、各町からいろんな事を持ち寄って、その中に入れていきたいと思っておりますけれど、そういう考え方で宜しゅうございますか。はい、それでは、他にございませんか。宜しゅうございますか。

（「なし」の声あり）

はい、ありがとうございます。それでは次に、先ほどの報告第8号に戻らしていただきます。説明願います、鷹巣阿仁地域合併協議会会議傍聴要綱について。

事務局：35ページをお開き下さるようお願いしたいと思います。会議運営規程第6条第2項の規定に基づいて、この協議会の会議の傍聴に関して、この傍聴要綱を設定したいということでございます。第1条が主旨、第2条が傍聴者の制限、第3条が傍聴手続、第4条が傍聴席に入る事が出来ないもの、それぞれ明示しております。それから第5条が傍聴人が守るべき事項、第7条が係員の指示となってそういう風なことで、9条まで規定をしております。こういう風な形での要綱を実施したいという風なことでございますので、宜しくお願ひしたいと思います。

岸部会長：はい、いかがでしょうか。ただいまの事務局の説明につきましてご意見がありましたらどうぞ。宜しゅうございますか。なしというので。はい、どうぞ。山田委員さんどうぞ。

阿仁町山田(博)委員：2条の傍聴人の制限のことなんですけども、これ会場の規模に応じて制限する事が出来るという風に謳っております。これも今まで任意協と同じように町村を回るといふことの解釈でいいのかということとですね、協議会そのものはですね、なかでは過半数を得られれば秘密と謳っておる訳ですけど、原則公開でなければならないと思うんですけど。そうするとその案件によって、私はこれからまずその相当の傍聴が予想される場合もあるのではないかと思いますので、そうすると各会場に応じた制限というか、傍聴人を事前にある程度決めておく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その点についての見解を一つお願ひしたいと思います。

岸部会長：はい、この会議の協議の会場ですけども、これにつきましては任意協議会でも行ったように、出来るだけ4町持ち回りで順番に回りたいと。これは4町長たちの会議につきましてもそういう具合にしたいという意向で、この間話し合いになりました。ですから、協議委員会の場合も4町持ち回りになることが充分考えられるんです。私自身がそうしたいと思っています。

その時の人数制限をあらかじめ希望を取ってからという風なことでございますけれど、それはちょっと事務的に大変じゃないのかなと思うんです。会場に行つてですね、そして例えば外の方にビデオを出すとか何かそういうことをしながらでも対応していきたいと。それでないとならばたくさん入るとですね、協議上支障が出ることも予想されますので、そのように考えたいと思いますけどいかがでしょうか。

阿仁町山田(博)委員：制限するとかじゃなくて、僕が言っているのはですね、例えば広域であればですね傍聴は100人以内であるとか、例えば阿仁だとすれば何人以内とかってそういうものを事前に謳っておく必要があるんじゃないか、ということの事です。だから事前に希望するとかじゃなくて、一応制限はこれですよと謳っておいた方が、もしどうしても入りたいたいということもあるでしょうし、そこら辺の配慮というのが必要なんじゃないのかということ。

岸部会長：はいわかりました。それはそのように報道関係の方にご協力願うとか、何らかのことであまり混乱来さないような方法を取りたいと思います。他にございませんでしょうか。はい山田委員、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員：協議会はやはり公開を原則として出来るだけ数多くの町民の方々に内容を知って頂くことが大事なことだと思いますので、私はこの協議会で傍聴者の制限をするような事はですね、すべきではないという考え方をもってる。おおいに一つ来ていただいて、協議の内容を分かっていたかどうかということが、やはり一番正しい方法ではないかなとこう思います。

岸部会長：わかりました。それはその通りだと思いますので、収容能力というものがありますので、会場によっては、その辺のところは最大限に対応出来るように努力したいと思いますから宜しく願いいたします。宜しゅうございますでしょうか。それじゃ、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

はい、それではないということでございますので、この様に原案通り決定させていただきます。ありがとうございました。それでは一通りの協議、あるいは報告が終わった訳でございますけども、次回の協議事項について、事務局の方からあらかじめ提案があるそうでございます、お願いします。

事務局：次回の協議会の協議事項、これについてご説明したいと思います。皆様のお手元の別冊という資料が配付なっていると思いますけども、この2ページ。最初の協議第9号の項目が

合併の方式についてでございます。次回に行われる協議第9号合併の方式等が2ページです。これについては任意協議会の調整素案という風になりますけども、ここには任意協議会で協議されたのは鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とすることを法定協議会の中で決定するという風になっております。その上の調整の内容でございます。これは提案であります。鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とするというのが提案でございます。その下に説明資料とありますけども、これは4町の今までの歴史をずっと書いております。2ページ、3ページです。そして、新設合併と編入合併の相違点を4ページ、5ページと書いております。新設合併の場合こういう風な定義から法人格、合併市町村の名称、事務所の位置、財産及び公の施設の取り扱い、市町村の長、議会の議員という風な事で、ずっと新設と編入の記載している例があります。こういうふうな形での相違点がありますというのが資料でございます。そして、協議第10号の合併の期日については、8ページに記載しております。任意協議会の調整素案ということで、この合併の期日については平成17年3月31日以内を目標に法定協議会の中で決定するとなっております。その上が調整の内容という事で、平成17年3月31日以内を目標とする、という風な提案でございます。この8ページ、9ページは合併特例法の適用の法上、これが載ってます。それから下の9ページには県内の合併協議会の状況、合併の期日の関係の状況について載っています。こういう風な形で、県内では協議されてる状況でございます。10ページですけども、10ページには合併までの流れという概要を載せております。これは新市誕生までの流れがこういう風な形で支援しながら、それぞれの手続き、法上の手続、協議事項という風なのがそれぞれあります。それから11ページは新市の事務所の位置、これが協議第11号でございます。11ページの提案の次の12ページ、これに新市の事務所の位置ということで任意協議会の調整素案、これが住民サービスの向上、住民の利便性及び各町庁舎の事務所機能などのあり方を総合的に勘案し、法定協議会の中で決定するという風になっております。調整の内容の提案ですけども、新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする、という風な提案です。12ページには説明資料として各町の役場の概要を載せております。それから13ページが事務所の位置に関する法令、地方自治法、それから事務所、支所等の設置の状況。そして14ページ、次のページが表で記載したのがあります。これは各町役場の活用方式、任意協議会の中で話し合われております。これは総合支所方式の方がという風な話しがありますので、これは管内の住民サービス全般にわたる事務は、現役場にそのまま残し、新庁舎建設の間、管理部門や各部門の総括事務は鷹巣町に置きこれを本庁とするという風に、支所がそれぞれ鷹巣、合川、森吉、阿仁という風な形です。15ページについては、先進事例ということでこういったすでに合併されております全国の事例を載せております。それから協議第12号の次のページは、16ページでございます。新市の名称について、17ページに提案書を記載してございます。任意協議会の調整素案では、この新市の名称については、新市の名称は、法定協議会の中で公募を含めて検討し、決定するとしております。調整内容については新市の名称は、公募を行った上で小委員会において絞り込み、協議会で決定するという風な提案でございます。それぞれの町の由来については、説明資料に記載したとおりでございます。それから次のページの18ページに県内の合併協議会の状況、公募の関係について載せております。こういう風な形

ですでに決まったところがそれぞれありますけども、こういう風な形での公募を行うという事であります。20ページ、21ページは全国の名称決定事例と新設合併における名称の例ということで、全国の例の方を載せております。22ページ、23ページはこういう風な全国の例と、23ページは名称についての制限、こういう風な制限があるという参考の資料でございます。関連といたしまして、新市名称選考小委員会の関係ですけども、協議第13号で新市名称選考小委員会設置規程案というのを一応作っております。13号で提案したいということでございます。これは25ページ、26ページにわたりますけども、25ページに規程案を載せております。設置の趣旨、第1条から始まりまして、第9条までそれぞれ載せております。組織についての3条は4町の長、4町の議会議長、3は4町の長が定めた学識経験を有する者各1名という風にしながら、こういう風に小委員会を設置したいという規程案を載せております。それから27ページが新市名称募集要項の(案)でございます。募集する場合は、こういう風な要項を作成しながら進めたいとこういう風な案でございます。1が募集の目的、2が募集の方法とあります。こういう風な要項を載せて見ながら、という風な協議第13号の案でございます。以上で説明を終わりますけども、これを次回の協議会の提案としたいということでございますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

岸部会長：はい、ただいま事務局の方から説明がりましたが、この5つにつきましては町長たちで一応協議を2月3日の日にして、そしてこういう形にまとめたというのが、これでございます。何かご意見ございませんでしょうか。この次まで皆さんのご意見をまとめて来て下さればいい訳ですが、春日委員、どうぞ。

森吉町春日委員：17ページの説明資料ですけれどもね、嘘は書かない方がいいと思うんですよ。白鷹伝説なんて伝説で史実に基づいたものではありませんよね。それから阿仁町のところにアイヌ語云々、で阿仁の古名は榎淵って書いてありますが、日本3大実録に出てくる榎淵、元慶の乱、878年だそうですが、秋田城が焼かれる訳です。あまりにも過酷な税の取り立てをしたために。その時参加したのが、榎淵って出て来るんですが、それが阿仁地方でないかという学者の説が有力だということです。それから阿仁川の上流が阿仁で下流が榎淵だと言いますが、阿仁って一番最初に出てきたのはですね、大永3年だそうです。大阿仁城主松橋刑部某が神社に寄進をしたという記録が一番最初だそうです。その次、天正18年湊合戦に出て来るんですね。阿仁、大阿仁に加成右馬頭を置き、小阿仁に松橋美濃を置く。天正19年に豊臣秀吉の朱印状にも阿仁って出て来るんですよ。それは、何も上流でなくて江戸時代の御役屋の文章見ても、米内沢に御役屋があったときには、阿仁上郷何力所、下郷何力所って、全体を含めて阿仁って言ってるわけですよ。だから、定説ならいいんですが、こういう嘘を書かないようにして貰いたいと思ひます。

阿仁町小林委員：それは私も同感です。この次の機会に話そうかと思っていました。

岸部会長：わかりました。充分調査の上書かないとこういうことになりますので、大変失礼いたしました。他にご意見ございませんでしょうか。宜しゅうございますか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、次に次回の開催日につきまして事務局の方でありましたら。

事務局：次回でございますけれども、4町長会談で日程をそれぞれ確認されまして、協議なされて、色々会場の方等を確認してところ、3月2日午後2時から阿仁町文化センターという風に次回を設定したいと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。3月2日午後2時から阿仁町文化センターでございます。宜しくお願いしたいと思います。

岸部会長：はい、分かりました。それでは次回はそれでよろしゅうございますか。その他に何かございませんでしょうか。事務局の方で後はないですか。それでは宜しゅうございますか。委員の皆さんから特にないですか。それではこれをもちまして、第1回の鷹巣阿仁地域合併協議会を閉会いたしたいと思います。

来年の3月末日以内にということを目標に掲げまして、今日のように一生懸命議論して、非常に議論する内容も豊富でございます。大変だと思いますが、仲良くやっていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。本日はどうもご苦労様でした。ありがとうございます。

16:19閉会

上記のとおり、第1回鷹巣阿仁地域合併協議会の議事経過及びその結果を明確にするため、この議事録を作成し、出席委員2名署名捺印する。

平成16年2月9日